

議案第92号

大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

平成26年12月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の表以外の部分中「使用者は、次の区分により」の次に「算出した合計額に100分の108を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」を加え、「使用料を」を「使用料として」に改め、同条の表中

「

10 m ³ まで	1,100円	10 m ³ を超え30 m ³ まで	110円
		30 m ³ を超え50 m ³ まで	120円
		50 m ³ を超え100 m ³ まで	130円
		100 m ³ を超えるもの	140円

」

を

「

10 m ³ まで	1,250円	10 m ³ を超え30 m ³ まで	125円
		30 m ³ を超え50 m ³ まで	135円
		50 m ³ を超え100 m ³ まで	145円
		100 m ³ を超えるもの	155円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している農業集落排水の使用で、施行日から平成27年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同年5月1日以後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直近の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して施行日以後初めて使用料の支払いの権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から起算して同年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係るこの条例による改正後の大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。